

高齢者虐待防止のための指針

一般社団法人 桐生市医師会
居宅介護支援事業所きりゅう

1 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性がきわめて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

居宅介護支援事業所きりゅうでは、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 高齢者虐待の定義

(1)身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2)介護・世話の放棄放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3)心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、またはその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 高齢者虐待防止検討委員会の設置

居宅介護支援事業所きりゅうでは、虐待及び虐待と疑われる事案の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置する。

(1)事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。

(2)委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容は相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

(3)委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容は相互に関係が深い場合には、併設介護サービス事業所と合同で開催することができる。

(4)委員会は、定期的(年 2 回以上)及び必要な場合に担当者が招集する。

(5)委員会は次のような内容について協議するが、詳細は担当者が決定する。

- ①虐待防止のための職員研修の内容等に関する事
- ②虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ③職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関する事
- ④虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑤再発防止策を講じた際の、その効果及び評価に関する事

4 高齢者虐待防止のための職員研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等(適切な知識の普及啓発)と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図ることを目的とした「高齢者虐待防止のための研修」を次のとおり実施する。

なお、当該研修の実施に際しては、他法人の事業所等と合同で開催することもできる。

(1)新規採用者に対する研修

新規採用時に、虐待防止の基礎に関する研修を行う。

(2)定期的研修

虐待防止に関する定期的な研修を年 1 回以上実施する。

具体的には次のプログラムにより実施する。

- ①高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ②高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
- ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤発生した場合の改善策

(3)記録

研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する。

5 虐待等が発生した場合の具体的対応

(1)虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に務める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。

(2)緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命保全を最優先する。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等との連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7 虐待等に係る苦情解決方法

(1)虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は管理者に報告をする。

(2)苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう最新の注意を払って対処する。

(3)対応の結果は相談者にも報告する。

8 その他の取り組み

(1)提供する居宅サービスの点検と虐待に繋がりにかねない不適切なケアの発見・改善

(2)職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与

(3)本指針等の定期的な見直しと周知

9 利用者等に対する指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対してもいつでも閲覧できるように事務室等に備え付け及びホームページへの掲載を行う。

附則

この指針は、令和6年3月26日より施行する。